

1 調査の目的

本調査は、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）に基づく被災者生活再建支援金支給制度（以下「支援制度」という。）の施行状況等を把握するため、支援法が適用された被災世帯並びに被災地方公共団体の担当者に対して、支援制度の運用状況、運用面の改善点並びに課題等について調査し、総合的に分析、検討を加えた後、その結果に基づき必要な措置を講ずることを目的とする。

2 調査の対象・方法・項目等

I 被災世帯アンケート

① 調査対象

平成16～18年度に自然災害により被災し、支援法の適用を受け、かつ被災者生活再建支援金の支給実績のあった世帯7,962世帯から2,880世帯を無作為に抽出

表1 災害別の対象世帯内訳

単位：世帯数

災害名	災害年月	世帯数
佐賀県突風災害	平成16年6月	3
新潟県豪雨災害	平成16年7月	111
福井県豪雨災害	平成16年7月	10
台風第15号災害	平成16年8月	7
台風第16号災害	平成16年8月	14
台風第18号災害	平成16年9月	2
台風第21号災害	平成16年9月	31
台風第22号災害	平成16年10月	32
台風第23号災害	平成16年10月	417
新潟県中越地震災害	平成16年10月	1,776
福岡県西方沖地震災害	平成17年3月	60
台風第14号災害	平成17年9月	338
梅雨期豪雨災害	平成18年6～7月	66
台風第13号災害	平成18年9月	13
	合計	2,880

表2 都道府県別の対象世帯内訳

単位：世帯数

発生場所 (都道府県)	世帯数	発生場所 (都道府県)	世帯数	発生場所 (都道府県)	世帯数
新潟県	1,887	兵庫県	395	高知県	3
福井県	10	岡山県	15	福岡県	60
長野県	2	広島県	2	佐賀県	3
静岡県	32	山口県	2	宮崎県	336
三重県	4	香川県	18	鹿児島県	72
京都府	10	愛媛県	27	沖縄県	2
		合計			2,880

② 調査方法

調査票を郵送により配布・回収

③ 調査期間

平成19年3月

④ 調査項目

- ・被災時の世帯・住宅の状況に関すること
- ・生活関係経費に関すること
- ・居住関係経費に関すること
- ・被災者生活再建支援制度全般に関すること
- ・被災後の住宅再建に関すること 等

⑤ 回収状況

- ・対象世帯数：2,880世帯
- ・有効回収数：1,602世帯（有効回収率：55.6%）

II 被災地方公共団体担当部局アンケート

① 調査対象

平成18年度に被災者生活再建支援制度の対象となり、支給の事務手続きを行った都道府県担当者並びに市区町村担当者

② 調査方法

調査票を郵送により配布・回収

③ 調査期間

平成19年3月

④ 調査項目

- ・被災世帯や市町村に対する広報・広聴
- ・支援制度の申請手続きや運用
- ・制度全般の評価・改善 等

⑤ 回収状況

・対象団体数：21団体

都道府県5団体 北海道、長野県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

市区町村16団体 【北海道】佐呂間町

【長野県】岡谷市、塩尻市、辰野町

【宮崎県】延岡市、えびの市

【鹿児島県】阿久根市、出水市、大口市、薩摩川内市、霧島市、
さつま町、菱刈町

【沖縄県】那覇市、石垣市、竹富町

・有効回収数：19団体（有効回収率：90.5%）

Ⅲ 独自の給付金制度に関するアンケート

① 調査対象

全都道府県並びに全市区町村（平成19年3月現在）

② 調査方法

調査票を郵送により配布・回収（必要に応じて電話等で内容確認）

③ 調査期間

平成19年3月

④ 調査項目

- ・独自の給付金制度に関すること
- ・独自の給付金制度の検討実績
- ・「生活再建・住宅再建」支援に関すること 等

⑤ 回収状況

・対象団体数：1,880団体（都道府県47団体 市区町村1,833団体）

・有効回収数：1,270団体（有効回収率：67.6%）

3 調査の実施主体

内閣府の委託を受けて、財団法人日本システム開発研究所が実施した。なお、被災世帯アンケートの実施にあたっては、財団法人都道府県会館の協力を得た。

4 報告書を見る際の注意

- ① 比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出した。したがって、合計が100％にならない場合もある。
- ② 回答者総数は、100％が何人の回答に相当するかを示す。
- ③ 《複数回答》と記入してあるのは、1回答者が2つ以上の回答をすることができる質問である。このときの回答の計は回答者数（100％）を超える。
- ④ 図表及び文章中で、選択肢を一部省略している。
- ⑤ 支援制度は、「居住安定支援制度」の創設等がなされた平成16年4月の改正以後も、生活関係経費の区分の廃止や概算払いの拡充等の運用改善がなされている。そのため、本調査の対象者は、一部、運用改善の前後にまたがっている場合があり、運用改善前の制度についての回答も含まれる。
- ⑥ 本報告書における回答などの記載内容については、回答者によって支援制度に対する理解が十分でない場合もあり、誤解に基づいた回答となっている等のケースもあることから、調査結果の利用にあたってはこの点に関する注意が必要である。

5 調査結果の概要

I 被災世帯アンケート

(1) 被災時の住まいの状況等

全壊であっても居住関係経費は「今後も受給する予定はない」が2割を占める。

- 被災時の世帯主の年齢は、65歳以上の高齢者が半数を占め、全体の9割が「持家（戸建）」であった。住宅の被害程度をみると、「全壊」が約5割、「大規模半壊」が約2割、残り3割が「半壊（やむを得ず解体）」及び「長期避難世帯」という内訳である。(1-1-1、1-1-2)
- 住宅の被害程度別に支援金の受給状況をみると、生活関係経費は被害程度に関わらず大半の人が受給している。しかし、居住関係経費は全壊であっても「今後も受給する予定はない」とする人が2割を占める。(1-1-3)

(2) 生活関係経費に関して

生活関係経費は9割の世帯が受給し、ほぼ限度額まで受けている。

支給対象外の大規模半壊世帯では、100万円以上の出費を要している人が4割である。

- 生活関係経費については、現在、支給対象外となっている大規模半壊を除くと9割の人が受給しているものの「今後も支給を受ける予定はない」が3.4%（43人）いる。主な理由は「収入・貯蓄や保険金等で対応」や「対象となる経費に制限がある」、「受けられるのか知らなかった」があげられている。(1-2-1、1-2-2)
- 生活関係経費は、世帯の年収や人数等によって受け取ることができる限度額がそれぞれ100万円、75万円、50万円、37.5万円と定められているが、支給を受けた人及び今後、支給を受ける予定の人の9割は、「既に限度額まで支給を受けた」もしくは「限度額まで支給を受ける予定」と回答している。(1-2-3)
- 生活関係経費の用途別の内訳をみると、「物品の購入、修理費」に大半が充てられており、次いで「移転費（引越し費用）」がやや多い程度である。(1-2-5)
- 生活関係経費の評価をみると、“満足”が6割を占める。“満足”とした主な理由は、「生活必要物品が購入できた」や「現金で支給されたこと」といった回答が多い。一方、“不満”とした主な理由は、「支給の内容に制限がある」や「少額で必要な物品が購入できない」があげられている。また、世帯主の年齢別にみると、世帯主が45歳～59歳の壮年期にあたる世帯の満足度がやや低い。(1-2-6、1-2-7、1-2-8)
- 現在、生活関係経費の支給対象外となっている大規模半壊世帯（319人）に対して、自費で対応した金額をたずねたところ、「家電品の購入、修理」や「冷暖房の購入、修理」、「家具の購入、修理」を中心に、合計「101～200万円」が21.0%（67人）、「201万円以上」が20.7%（66人）と、4割が100万円以上の出費と回答している。(1-2-9)

(3) 居住関係経費に関して

居住関係経費を限度額まで受給した人は、今後受給予定の人も含めて全体の6割程度である。“満足”との回答は3割強と生活関係経費に比べて低い。

- 居住関係経費については、支給を受ける予定の人も含めると「支給を受けた（受ける予定）」が約7割（1,104人）である。一方で「今後も支給を受ける予定はない」が18.9%（303人）おり、その主な理由は、「対象経費に制限がある」が最も多く、その他の意見として“親名義の建物で該当しなかった”や“実家に移住したため”、“借家だった”などの理由があげられている。（1-3-1、1-3-2）
- 居住関係経費は、世帯の年収や人数、持家の被害程度によって受け取ることができる限度額がそれぞれ定められているが、既に限度額まで受給したとする人は6割程度である。一方、受給者のうち約2割の人が「今後も限度額まで受ける予定はない」と回答している。（1-3-4）
- 支給を全く受けないとする理由が「対象経費に制限がある」とした90人にその理由をたずねると、「家屋を補修する経費がでない」と「家屋を建設する経費がでない」が多い。また、現在、支給は受けていても限度額までは受給しないとした理由が「対象経費に制限がある」とした129人にその理由をたずねると、「家屋を建設する経費がでない」が多く、次いで「土地造成や復旧経費がでない」が続く。（1-3-3、1-3-5、1-3-6）
- 居住関係経費の用途別の内訳をみると、「解体（除去）・撤去・整地費」が多くを占めている。（1-3-7）
- 居住関係経費の評価をみると、“満足”が3割強で、生活関係経費と比べてかなり低い。また、世帯主の年齢別にみると、特に世帯主が35歳未満の世帯の満足度が低く、さらに生活関係経費の評価と同様に50歳代の世帯の満足度も比較的低い割合である。（1-3-8）
- “満足”とした人の主な理由は、「必要な経費が賄えた」や「生活の再建に目処がついた」といった回答が多い。一方で、“不満”とした主な理由は、「支給の内容に制限がある」や「少額で必要な経費が賄えない」といった回答が多い。（1-3-9、1-3-10）

(4) 制度全般について

「物品・項目の制限」など支援制度の緩和を求める意見が多い。

- 支援金が必要になった時期は、被災後「1ヶ月以内」が27.8%、「2～3ヶ月以内」が24.3%で合わせると5割を超える。一方、実際に支援金が振り込まれた時期は、市町村に申請を行ってから「1ヶ月以内」が7.2%、「2ヶ月以降」が48.4%となっている。（1-4-1、1-4-2）
- 世帯の年収要件に関しては、「改善すべき」が37.2%（596人）となっている。具体的な内容は、「年収による上限額を設けない」が最も多く、次いで「年収による上限額を引き上げる」が続く。（1-4-3）
- 世帯の年齢要件に関しては、「改善すべき」が44.9%（719人）となっている。具体的な内容は、「年齢による制限を設けない」が特に多い。（1-4-4）

- 世帯の人数要件に関しては、「改善すべき」が34.3%（550人）となっている。具体的な内容は、「世帯人数で限度額に差をつけない」が多い。しかし、その他の回答として、“高齢者や子どもがいる家庭を優遇すべき”や“2人世帯と10人世帯と同じ金額ではおかしい”などの声が聞かれる。（1-4-5）
- 物品・項目の制限に関しては、「改善すべき」が58.0%（929人）で、他の項目に比べて特に多い。具体的な内容は「対象の物品・項目の制限を撤廃する」が多い。その他の回答では、“家族が多ければ様々な物が必要”や“特に異質な物でなければ認めて欲しい”、“不必要な物まで購入する”といった声が聞かれる。（1-4-6）

（5）被災後の住宅再建等について

年間の収入は“減少した”が約5割。被災時と被災後の住まいを比較すると「持家（戸建）」比率が12.8ポイント減少。また、住宅建設、購入に要した費用は“2000万円以上”が多い。

- 被災後の世帯の年間収入は、「被災前とほぼ変わらない」が41.3%を占める一方で、震災前と比べて「大幅に減少」と「少し減少」をあわせると“減少した”が約5割に達する。（1-5-1）
- 被災後の住まいは、「持家（戸建）」が76.7%で最も多いものの、被災時の住まいと比較すると、「持家（戸建）」の比率は12.8ポイント減少している。（1-5-2）
- 住宅の再建についてたずねると、「被災した住宅の敷地内に再建設」が34.9%（559人）で最も多く、次いで「補修（工務店等に発注）」が23.7%（380人）で続く。しかし、住宅の被害程度別にみると、“全壊”であっても「補修（工務店等に発注）」が23.4%で比較的多いなど、必ずしも現行制度が被災世帯の住宅再建支援に直接結びついているとはいえない状況がみられる。（1-5-3）
- 被災後、住宅を建設、購入、補修したとする1,225人に住宅再建の費用をたずねたところ、「2001万円以上」が3割と多い。また、用途別に内訳をみると“解体・撤去・整地費”は、200万円以内が多い。“住宅の建設、購入費”は、その多くが2000万円を超えている。（1-5-4）
- 住宅の建設、購入に費用を要したとする世帯の6割は「資金を借り入れた」と回答し、借入金額は「1000万円以上」が7割を占め、返済期間も長期となる。また、住宅の補修に費用を要したとする世帯は、1割程度が「資金を借り入れた」と回答し、借入金額は「500万円以下」が9割で大半を占める。（1-5-5、1-5-6）
- 被災後、公営住宅等に入居した人の家賃は「4～6万円未満」が31.7%で最も多く、次いで「2～4万円」が続く。（1-5-7）
- 住宅再建に目処がたたないとする人の理由としては“資金がない”や“高齢のため借入できない”といった声が多く聞かれる。（1-5-8）
- また、支援金以外に利用した公的な制度等は、「地震保険、共済保険等」が多い。次いで、「見舞金」が続くが、その金額は「50万円以下」と少額である。（1-5-9）

Ⅱ 被災地方公共団体担当部局アンケート

(1) 被災市町村に対する支援制度の説明

被災市町村からは「申請書類や添付書類」、「居住関係経費の内容」の問い合わせが、やや多い。

- 被災地方公共団体担当部局アンケートについて回答があった団体は19団体で、「都道府県」が5団体、「市区町村」が14団体である。また、都道府県別では、「鹿児島県」が7団体、「長野県」が4団体、「宮崎県」と「沖縄県」がそれぞれ3団体、「北海道」が2団体である。(2-1-1)
- 発災後、5つの都道府県すべてが被災市町村に支援制度の趣旨・内容、事務手続き等の説明を行った」と回答しており、その方法は「説明会」が4団体が多い。また、独自の給付金制度の趣旨・内容、事務手続き等の説明に関して、「独自の制度があり、説明を行った」が1団体、「独自制度はあるが説明を行っていない」が1団体、「独自制度はない」が3団体である。(2-2-1)
- さらに、被災市町村から都道府県に対して多かった問い合わせは、「申請書類や必要な添付書類」と「居住関係経費の内容」がともに4団体ずつ多い。また、「申請・添付書類」について速やかに「対応できなかったほう」との回答が5団体のうち2団体あった。(2-2-2)
- 一方で、市区町村に対して、発災後、都道府県から支援制度の趣旨・内容、事務手続き等の説明があったのかたずねたところ、14の市区町村すべてが「開催された」と回答しているが、「理解できた」との回答は11団体である。(2-2-3)

(2) 被災世帯に対する対応

都道府県は「ホームページ」、市区町村は「文書、口頭」、「説明会を開催」が多い。
また、受付体制を確保した時期は「発災から2週間以内」が最も多い。

- 発災後、被災世帯に対して行った広報をみると、都道府県は「ホームページ」が3団体で最も多い。また、市区町村は「文書、口頭」が9団体で、次いで「説明会を開催」が8団体である。(2-3-1)
- 被災世帯に対する相談窓口において、支援制度の説明とともに他の支援制度の説明を行ったのかに関しては、「他の制度の説明を行った」が19団体のうち13団体である。そのうち7団体は「他部局からの応援職員を配置した」としている。(2-3-2)
- 被災世帯から多かった問い合わせは、「居住関係経費の内容」が19団体のうち14団体で最も多く、都道府県に対して市町村から問い合わせの多かった項目と同じである。また、次いで「支給対象となる世帯」が13団体で続く。(2-3-3)
- 市区町村に対して受付体制を確保した時期をたずねたところ、「発災から2週間以内」に8団体が確保している。一方、「発災から1か月以後」との回答も2団体あった。また、実際に申請書の受理を開始した時期をたずねると「発災から3週間以内」と「発災から1か月以内」の回答がともに5団体ずつであり、8割の市区町村で発災から1か月以内に受理を開始している。(2-3-4)

(3) 支援制度の評価と改善点

支援制度は“満足である”が6団体。“不満である”が10団体。また、「改善すべき」は“住宅本体の建設費、補修費への拡大”、“一部損壊や床上浸水など被害程度の拡大”の意見が多い。

- 支援制度の評価については、19団体のうち「非常に満足」と「まあ満足」をあわせた“満足である”が6団体、「少し不満」と「非常に不満」をあわせた“不満である”が10団体、「どちらともいえない」が3団体である。(2-4-1)
- 支援制度の改善点について、「改善すべき」は“対象となる物品・項目”が8団体、“対象となる被害程度”が7団体が多い。具体的にみると、“住宅本体の建設費、補修費を認めるべき”との回答が特に多く、その他、なるべく用途を限定しない方がよいとの回答が多い。また、対象となる被害程度についても、“一部損壊や床上浸水など対象とすべき”との適用範囲の拡大に関する意見が多い。(2-4-2)

Ⅲ 独自の給付金制度に関するアンケート

(1) 独自の給付金制度の内容について

対象経費や年収・年齢要件の緩和、住宅本体への支援の拡大、支援金との併給可能など、支援制度を補完する独自制度が多い。

- 独自の給付金制度について回答があった団体は1,269団体で、「都道府県」が46団体、「市」が583団体、「町」が511団体、「村」が110団体、「特別区」が19団体である。(3-1-1)
- 一般的な災害に対して、自然災害により被災した世帯又は個人に対する生活再建のための独自の給付金制度（但し、死亡や障害に対する見舞金の類を除く）が「ある」との回答は11.6%（147団体）である。(3-2-1)
- また、特定の既往災害に対して、平成16年度以降に発生した特定の自然災害について、当該災害のみを対象とした独自の給付金制度が「ある（あった）」との回答は5.2%（66団体）である。(3-2-2)
- 独自の給付金制度が「ある」とした団体に独自の給付金制度と支援法との関係をたずねると、「対象の自然災害」は支援法と「同じ」が比較的多いものの、「対象経費」や「年収・年齢要件」が支援法と「違う」が6割強で多いことから、要件を緩和し支援制度を補完するような独自制度が多くあることがうかがえる。具体的には、特定の既往災害に対して、同一災害であっても隣接した自治体間で支援法の適用の有無が分かれた場合や、一部損壊及び床上浸水など被害程度の緩和、年齢・年収要件の緩和、住宅本体に対する建設費及び補修費の拡大に対して独自制度を設けているものが多い。(3-2-3)
- 独自の給付金制度の「住宅本体」に対する支援は、見舞金の類を除く給付金制度についてみると「ある」が6割（63制度）となっている。また、独自の給付金制度と支援金との併給についても同様に6割が「併給可能」と回答している。(3-2-4、3-2-5)

(2) 独自の給付金制度の財源、評価

財源は、都道府県と市区町村が相互に負担するケースが多いが財源確保が課題。国制度と比べ要件が緩和されているため住民の評価は高いが、持家と借家による不公平感などがみられる。

- 独自の給付金制度の財源は、都道府県と市区町村が相互に負担しているケースが大半であるが、「基金あり」は1割程度である。(3-2-6、3-2-7)
- 独自の給付金制度を創設した理由は、現行の支援制度では、被災しても支援を受けられない、十分でない、住民が生活（住宅）再建に向けて困窮することが予想される等々の対応があげられている。(3-2-8)
- 都道府県の制度は8割が支援法の補完を目的として回答しており、“対象地域の拡大”や“対象世帯の拡大”、“給付内容の拡大”など、特に地域の住民感情に考慮したものがあげられている。また、独自の給付金制度創設にあたっての困難は、「財源の捻出について」が特に多くあげられている。(3-2-9、3-2-11)
- 独自の給付金制度の評価は、住宅本体への支給を可能にするなど要件の緩和等によって、概ね好評を得ているという結果があげられている。また、独自の給付金制度の課題は、“財源の確保”が多くあげられるが、そのほかにも制度の支給要件や持家と借家との不公平感の是正、同一災害であっても自治体によって対応が異なる等があげられている。(3-2-12)

(3) 独自の給付金制度の検討実績

財源確保の問題や、市町村間との調整の困難さがあげられている。

- 過去に独自の給付金制度として検討されたものの実現しなかった制度については、「(仮称)北海道生活居住安定支援制度」や「(仮称)北海道住宅再建支援制度」、沖縄県の「平成18年第13号台風被害に対する支援制度」などがあげられたが、いずれも財源確保の問題や被災市町村との調整ができなかったことがあげられている。(3-3-1)
- 現在、検討されている制度については、県と市町村の共同により基金を設置することを内容とする宮崎県「(仮称)災害時安心基金」があげられている。また、新たに市町村合併により制度を再度調整中という団体がみられる。(3-3-2)